

平成31年度裁判所技官（営繕技官）選考募集要領

1 採用予定

(1) 官職

裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条に規定する行政職俸給表（一）適用の裁判所技官

(2) 採用庁

最高裁判所

(3) 採用予定分野及び採用予定人員

建築設計 1人

機械設備設計 1人

(4) 採用予定日

平成31年4月1日

(5) 給与

原則として、142,600円から247,100円までの範囲（平成30年9月3日現在のもの）で職歴等により個別に決定される。このほか、給与法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

ア 大学院，大学，短期大学，高等専門学校及び専修学校の建築，機械等工学関係の学科の卒業者（平成31年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

イ その他人事局長がアに準じると認める者

(2) 日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定に該当する者は受験できない。

3 応募書類の受付期間

平成30年9月3日（月）から同年10月5日（金）午後5時（郵送で同日必着）までとする。

ただし、応募者多数の場合は、締切日前に募集を打ち切ることがある。

4 応募方法等

応募者は、人事局総務課職員任用第一係宛に電話連絡の上、履歴書（必ず連絡先となる電話番号を明記し、写真（6か月以内に撮影したもの）を貼付する。）に、自己の氏名及び住所を記載した返信用封筒1部（第1次試験の受験票送付用。長形3号、郵便切手貼付不要）及びハローワークの紹介状を添付して、人事局総務課職員任用第一係宛てに郵送する。

履歴書を郵送する際、応募封筒の表及び履歴書の上部余白に「営繕技官選考（建築）」又は「営繕技官選考（機械）」と朱書きする（併願は不可）。

5 選考方法

- (1) 選考は、筆記試験及び口述試験により行い、口述試験は、筆記試験において合格と判定された者について行う。
- (2) 選考の基準は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の建築、機械等工学関係の学科の卒業程度とする。

(3) 筆記試験

ア 内容

筆記試験は、採用予定の専門分野の択一式及び作文の各科目について行う。

イ 試験日及び時間割

平成30年10月16日（火）

専門試験（択一式）午前10時30分から午後零時まで（90分）

作文試験 午後1時30分から午後2時30分まで（60分）

受付開始時間等については、別途通知する。

ウ 場所

最高裁判所

(4) 口述試験

ア 内容

口述試験は、人柄、性向等についての人物試験、過去の経歴の有効性についての経歴評定及び専門的な知識、技術等についての試験とし、個別面接の

方法により行う。

イ 試験日

平成30年11月6日（火），同月8日（木）及び同月9日（金）

筆記試験の合格者数によっては，同月6日（火）及び同月8日（木）は実施しない。

詳細な日時等については，別途通知する。

ウ 場所

最高裁判所

◎受験申込の流れ

(受付期間 9月3日(月)～10月5日(金))

※ 応募者多数の場合は、締切日前に募集を打ち切ることがあります。

学生 (H31.3卒業見込) の場合	既卒者の場合
<p><u>1 最高裁判所に電話をする。</u></p> <p>担当係 人事局総務課職員任用第一係</p> <p>電話番号 03-3264-8111 (内3324)</p> <p>受付時間 8:30～17:00 (土曜日・日曜日、祝日を除く)</p>	<p><u>1 ハローワークに行く。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ハローワーク(新卒窓口)で求職申込をする。・ハローワークの担当者を通じて、最高裁判所に受験申込の電話連絡をする。・紹介状を受け取る。 <p>※求職申込は、全国どこのハローワークでも手続きができます。</p> <p>※土曜日にハローワークで求職申込を行う場合は、ハローワークの担当者から最高裁判所への電話連絡ができないため、受験申込者本人が、ハローワーク手続き後の平日に最高裁判所に電話連絡をしてください。</p>



2 応募書類の送付

◎10月5日(金)17時までに郵送必着

◎送付するもの

- ・履歴書(顔写真付き, 6か月以内に撮影したもの) ※必ず連絡先となる電話番号を明記
- ・返信用封筒(長形3号, 住所, 氏名記載, 切手不要) ※受験票送付用
- ・ハローワーク紹介状
(ハローワークで求職申込をした場合は, 紹介状の同封が必要となります。)

◎送付先

〒102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局人事局総務課職員任用第一係あて



3 受験票を受領

受験票は、最高裁判所から送付します。

10月11日(木)までに受験票がお手元に届かない場合は、最高裁判所におたずねください。